

Title	囚人のジレンマと道徳性(野口祐教授退任記念号)
Sub Title	Prisoner's Dilemma and Morality(In Honour of Professor Tasuku Noguchi)
Author	渡部, 直樹(Watanabe, Naoki)
Publisher	
Publication year	1992
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.35, No.1 (1992. 4) ,p.67- 77
JaLC DOI	
Abstract	<p>アマティア・セン(Amatya Sen)は、純粋経済学のモデルが「合理的愚か者(rational fools)」と言えるような貧弱な仮定に支えられていると批判し、この功利主義的なモデルの根本的見直しを主張した。センは、個々の個人の合理性の追求が社会的な最適性と葛藤をもたらす例である「囚人のジレンマ」に着目し、この問題の解決を図った。彼は道徳判断を表現するために選好のランクづけのランクづけ(メタランクづけ)を考え、利己主義的に振舞う「PD(囚人のジレンマ型)選好」に替え、お互いに相手が自分と同じことをする保証のある「AG(保証ゲーム)選好」や、他人を見捨てない態度を堅持する「OR(他者考慮的)選好」を持っているかのごとく振舞えば、より望ましい状態になると主張した。このセンのモデルは、従来経済学理論が分析し得なかった問題-例えば団体交渉、組織における動機づけ、また日本の経営-にも光を当て得るという点で、大変有望であると考えられる。しかしワトキンス(J. Watkins)やバイアー(K. Baier)はこのモデルにも重大な論理的問題点があることを示した。彼らは、1)選好は相手についての情報、相手の自分に対する情報、またそれについて自分が持っている情報、等によって決まるため、道徳的な行為も利己的な行為も結果的に変わらないこともある。2)OR選好を最も上位にランクづけることは、相手にとってよくない行為も自分で引き受けるという利他主義を採ることであり、これは個人の本来的・一次的な選好に抵触する非合理的な行為仮定である。そのため、AG選好やOR選好を保有することでジレンマは消失するというセンの主張は成立しない、とされたのである。ワトキンスとバイアーが主張するように、個々の個人が非利己的な選好を持つということだけではこの問題は解決されないというのであれば、われわれは、社会的最適性=協調解)の実現の条件について改めて見直す必要があると思われる。</p>
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19920425-04056140

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

囚人のジレンマと道徳性

渡部直樹

<要約>

アマティア・セン (Amartya Sen) は、純粋経済学のモデルが「合理的愚か者 (rational fools)」と言えるような貧弱な仮定に支えられていると批判し、この功利主義的なモデルの根本的見直しを主張した。センは、個々の個人の合理性の追求が社会的な最適性と葛藤をもたらす例である「囚人のジレンマ」に着目し、この問題の解決を図った。彼は道徳判断を表現するために選好のランクづけのランクづけ (メタランクづけ) を考え、利己主義的に振舞う「PD (囚人のジレンマ型) 選好」に替え、お互いに相手が自分と同じことをする保証のある「AG (保証ゲーム) 選好」や、他人を見捨てない態度を堅持する「OR (他者考慮的) 選好」を持っているかのごとく振舞えば、より望ましい状態になると主張した。このセンのモデルは、従来経済学理論が分析し得なかった問題—例えば団体交渉、組織における動機づけ、また日本の経営—にも光を当て得るという点で、大変有望であると考えられる。しかしワトキンス (J. Watkins) やベイヤー (K. Baier) はこのモデルにも重大な論理的問題点があることを示した。彼らは、1) 選択は相手についての情報、相手の自分に対する情報、またそれについて自分が持っている情報、等によって決まるため、道徳的な行為も利己的な行為も結果的に変わらないこともある。2) OR 選好を最も上位にランクづけることは、相手にとってよくない行為も自分で引き受けるという利他主義を採ることであり、これは個人の本来の・一次的な選好に抵触する非合理的な行為仮定である。そのため、AG 選好や OR 選好を保有することでジレンマは消失するというセンの主張は成立しない、とされたのである。ワトキンスとベイヤーが主張するように、個々の個人が非利己的な選好を持つということだけではこの問題は解決されないというのであれば、われわれは、社会的最適性 (= 協調解) の実現の条件について改めて見直す必要があると思われる。

<キーワード>

囚人のジレンマ, 功利主義, 協調解

はじめに

この論文の目的は、第 1 に、アマティア・セン (Amartya Sen) の「囚人のジレンマ (個人の合理性と社会的最適性間のコンフリクト) の解決を個人の道徳性から考える」という主張と、それに対するワトキンス (J. Watkins) 並びにベイヤー (K. Baier) の批判、そしてセンの反論といった一連の議論をレ

ヴェーサーにあり、更にこのことを通して、純粋な経済人の観点から作られている従来からの合理的決定モデルの修正という問題を検討することである。

センは、功利主義の克服という観点から社会的選択理論、経済学批判等を展開しているインド生まれの著名な経済学者、倫理学者である¹⁾。ここで検討しようとしている囚人のジレンマも、このような彼の研究課題の延長線上にあることは言うまでもない。

当該の論争は、1972年にブリストルで開催されたカントの実践理性に関するコンファレンスでのセンの発表である「選択・順序・道徳性 (Choice, Orderings and Morality)」²⁾に始まる。これに対してはすぐにワトキンスから批判が加えられ³⁾、センもまた反論を行っている⁴⁾。更にこの問題はそれから数年後に再びエルケントニス紙上で、ベイヤーによって取り上げられ⁵⁾、センもこれに加わったのである⁶⁾。

この一連の議論ではただ囚人のジレンマのみでなく、広く合理性や道徳性と関係した経済学、倫理学の根幹に関わるような問題も議論されている。しかし紙面の制約上あくまでここでは、行為者間の選好パターン（またそのランクづけ）がどのような解を可能とさせるか、そしてその時、自分と相手についての相互的情報——相手についての情報、相手が自分について持っているであろう情報、またそれについての情報——が如何なる役割を果たすのか、といったことを中心に検討してみる。

より具体的には1では、センの「選好のランクづけのランクづけによって個人の道徳性を表現する」という観点からの囚人のジレンマへのアプローチをレビューする。

2では、以上のセンの主張に対するワトキンスの批判、特に「例え道徳的な観点からの行為でも、自分と相手との相互的な情報如何では、利己主義的な行為とそれほど違いはなくなる」という批判と、それに対するセンの反論を検討する。

3では、ベイヤーによるセンの主張に対する批判—ワトキンスと似通ってはいるが、より内在的、具体的な—と、センのそれへの反論を検討する。特に相互的情報の問題だけでなく、「道徳的な選好のランクづけを持った (OR選好) 行為者は、例え相手が利己主義者と解かっているにもかかわらず非利己的な選択をするのが合理的か」という問題も併せて論ぜられる。

4では、全体のまとめと共に、以上のようなセンの主張を現実の決定問題の説明のための効果的

1) センの主要著作としては以下のものがある。 *On Economic Inequality*, 1973. *Choice, Welfare and Measurement*, 1982. *Commodities and Capabilities*, 1985. *On Ethics and Economics*, 1987.

2) A. Sen, Choice, Orderings and Morality, in S. Kölner (ed.), *Practical Reason*, 1974. にその発表は収められている。

3) J. Watkins, Comment : Self-interest and Morality, in Kölner, 1974. にそのコメントは収められている。

4) A. Sen, Reply to Comments, in Kölner, 1974. に所収。

5) K. Baier, Rationality and Morality, *Erkenntnis*, 1977 に所収。

6) Kölner, 1974, pp. 54-67.

な枠組みとして用いる際、考慮する点について述べてみる。

1

センの観点は、複数の選好のメタ・ランクづけという概念の導入によって、ただ単一の選好順序しか想定していない従来の功利主義的なホモエコノミクスの持つ困難性からの回避を試みたものである。彼はブリストル会議での発表「選択・順序・道徳性 (Choice, Orderings and Morarity)」の中で⁶⁾個人的な合理性の破綻の古典的事例である囚人のジレンマ——合理的行動の通常の公準が全ての人にとってより劣悪な状態を作り出す——に、このアプローチを適用しようとした。

彼は囚人のジレンマを以下 (=表自体は筆者が再構成した) のように設定した。

表 1

		b_0	b_1
a_0		-2, -2	-20, 0
a_1		0, -20	-10, -10

つまり、裁判をひかえた2人の囚人がおり、それぞれ別個に審問され自白を求められる。もし両者が自白するならば減刑されて懲役10年を食らう。もし両者が完全に黙秘すれば2年の刑期で済むが、一方が自白し、他方が黙秘した場合には、自白したものは釈放され、他方はたっぷり20年は食らうとする。こうした選択肢が与えられていれば、各人は次のように推論する。もし相手が自白してしまう場合には自分も自白したほうがよい。また相手が黙秘する場合も自白したほうがよい。このように各人は自白を決意し、理性に導かれて各々10年間投獄されることになる。しかしもし、両方とも自白を拒んでいたならば2年間で済んでいたのにも拘らず⁷⁾、と。

次にセンは上記の規定に沿って、囚人Aと囚人Bの選好の順序を以下のように示した。

A : $a_1 b_0, a_0 b_0, a_1 b_1, a_0 b_1$

B : $a_0 b_1, a_0 b_0, a_1 b_1, a_1 b_0$ PD選好

(Aが自白 = a_1 , Aが自白しない = a_0 , Bが自白 = b_1 , Bが自白しない = b_0)

そして、(上記の選好順序を持つ) AとBにとって a_1 と b_1 が (厳密に合理的な) 各自の支配戦略とな

7) Ibid., p. 57.

り、そのため行為者は各々厳密に合理的に振舞ったのにも拘らず、 (a_0, b_0) ではなく、 (a_1, b_1) という望ましくない結果を迎えることを説明したのである。

しかしそれにも拘らずセンは、カントの格言やシディックの公平の原則等の道徳性の観点を参照した上で、「もし全ての人が道徳律にしたがって行為するならば、全員はもっと望ましい状態になる」⁸⁾つまり「全員が善き行いの規則のために、個人的な利得を放棄して行為すれば結果的に全員がよりよい状態になる」⁹⁾と主張したのである。

センは更に、以下の選好の順序をAG（保証ゲーム=Assurance Game）選好と名付け、既述のPD（囚人のジレンマ）選好との相違を明らかにしようとした。

A : $a_0, b_0, a_1, b_0, a_1, b_1, a_0, b_1$

B : $a_0, b_0, a_0, b_1, a_1, b_1, a_1, b_0$ AG選好¹⁰⁾

彼によればこの場合どちらの囚人も、もし相手が自白すると感じたならば自白するが、相手が自白しないと感じたら自白しない。そのためPD選好では強制力の有無が決定的であったが、AG選好では互いに自白しないという契約は何の強制力をも必要としない、とされたのである。そしてAG選好にしたがって行為するならば、AG選好のみならず、PD選好からみた社会的非最適性をも回避できると主張した。つまり「全員があたかもAG選好を保持しているかのごとく行動すれば、また他人の同様な善き行動の保証があれば、例え実際にはPD選好しか保持していないとしても、より良い状態になる」¹¹⁾と規定したのである。

更にセンは以下のような選好順序を提示した。

A : $a_0, b_0, a_0, b_1, a_1, b_0, a_1, b_1$

B : $a_0, b_0, a_1, b_0, a_0, b_1, a_1, b_1$ OR選好¹²⁾

それは、AとBにとって a_0 と b_0 が各々厳密な支配戦略であり、各人は他人を見捨てない態度にあるように見えるため、OR（他者考慮的=other-regarding）選好と呼べるものであるという。そして「各人があたかもOR選好を持っているかのように行動すれば、PD選好のもとで合理的に行動する際に起こることと比べ、彼らは明らかにPD選好から見てもよりよい状態にいる」¹³⁾ことを示した。

a_0, b_0 というのは、AG、OR両選好のもとでは全ての人にとって最良な結果であるが、AG選好ではその最適解は所与の保証が与えられれば約束され、OR選好ではそれは無条件に達成されることが保証されるのに、PD選好では強制的な契約の無い場合には決して達成されない。センはこ

8) Ibid., p. 59.

9) Ibid., p. 59.

10) Ibid., p. 59.

11) Ibid., p. 60.

12) Ibid., p. 60.

13) Ibid., p. 61.

の点から、道徳性が社会的最適性の達成に関わる限り、以上の選好を、OR選好、AG選好、PD選好の順に道徳的にランクづけることができることを示唆したのである。

まさにここで彼は、個々の道徳性は単に諸行為の最も道徳的なランクづけとして解されるのではなく、むしろ行為の色々なランクづけを道徳的に(メタ)ランクづけするものであるという主張を明確にしたのである。

2

上記のセンの主張に対し、ワトキンスはすぐに「コメント：利己心と道徳性 (Comment: Self-interest and Morality)」¹⁴⁾を公表し、批判を行った。

ワトキンスの批判は多岐にわたっているが、紙面の制限上ここでは、われわれは其中で特に1) 選択の結果は、行為者の相互的情報に基づいているため、当該行為者の(ランクづけされた)選好からだけでは決定できない。2)道徳主義者の選好として、利他的・自己懲罰的なものは不適切である。に注目して検討を加えたい。

彼はまず第1に「囚人のジレンマにおいては、プレイヤーとしての囚人は平等であり、非強制的・平等という条件では、道徳主義者が利己主義者と全く異なる行為をするということも決して明白ではない」¹⁵⁾という観点から、道徳主義(moralism)は利己主義(egoism)に対し明白な利点のないことを論証しようとした。

ワトキンスは囚人Aを道徳主義者と仮定し、Aの選好のランクをセンのAG選好やOR選好とは異なる順序で——この相違点が上記の2)の問題へとつながるのだが——以下のよう定めた。

$$A : a_0 b_0, a_1 b_1, a_1 b_0, a_0 b_1 \quad ^{16)}$$

そして問題を次のいくつかのケースに分類したのである。

1. Aは、Bが利己主義者か道徳主義者か知らない。
2. Aは「Bは道徳主義者であるが、BはAが道徳主義者であることを知らない」ということを知っている。
3. Aは「Bが道徳主義者であり、BはAが道徳主義者であることを知っている」ことを知っている。しかしAはまた「BはAがBを道徳主義者であると知っていることを知らない」ことを知っている。

彼によれば、1のケースにおいて道徳主義者Aは、Bが b_1 を選ぶ可能性があるため、ジレンマに

14) Kolner, 1974, pp. 67-77.

15) Ibid., p. 68.

16) Ibid., p. 70.の本文から著者が作成した。

陥る。2のケースについては、AはBが1のケースと同じジレンマに直面していることを知り、またジレンマに陥る。3のケースにおいてもAは、Bが2のケースのジレンマに直面していることを知り、再度ジレンマに陥る。そのため道徳主義者の最良の結果である a_0, b_0 は、決して保証されないとされた¹⁷⁾。

次に彼は、情報不足による不確実性によって影響されないケースに進み、

4. AもBも道徳主義者であり、そして「相手が道徳主義者であることだけでなく、相手が自分のことを道徳主義者であることを知っている」ことも知っている。というケースを提示した。

この場合、AはBが b_0 を選択することを知っているため、 a_0 を選択し、結局ジレンマは解決され、道徳主義の成功例となる。

次にワトキンスは、利己主義者と道徳主義者のケース、つまり

5. Aは、Bが利己主義者であると知っている道徳主義者である。に言及する。

この時Aは、 b_1 を確実なものを見なす。その時Aは、セカンド・ベストを得、最悪の結果を避けるために a_1 を採る ($= a_1, b_1$) という結果になるという。

つぎにワトキンスは、囚人のジレンマは合理的に行為するという観念が破綻する状況であると主張し、二人の利己主義者が a_1, b_1 という結果になるというオーソドックスな見方に疑問を提示する。

6. AもBも合理的な利己主義者である。

この状況について、彼は次のように述べた。つまりAは、初めの段階では a_1, b_0 の可能性を考えている。しかし次にAは、Bも自分と同様な利己的で合理的であるので b_1 を選択すると考える。そこで最悪の場合を考え a_0 は控える。「しかし待てよ」Aは自分に問いかける。「われわれは a_1, b_1 になることに従うことはない。われわれはただ現在の衝突コースを避ければよい。Bもまた分かるはずだ。」そこで a_0 に向かう。しかし彼は次に考える。「もしBが b_1 で私を出し抜いたらどうしよう。その時は b_1 で出し抜いてやろう。」そこでAはまた a_1 に向きを変える。「しかし待てよ」…¹⁸⁾つまり結果として彼らの最適化問題への確定的な解決は存在しないという。

ワトキンスは、更にこの問題を詳細に議論するために、次のケースを再度提示した。

7. Bが「AはBのことを利己主義者であることを知っている道徳主義者である」と知っている利己主義者であるケース。

17) 以上の説明は、Ibid., pp. 70-71. をまとめたものである。

18) より正確に言えば、ここでの説明は問題を浮きださすために、以下のようなマトリックスが用いられた。

	b_0	b_1
a_0	-2, -2	-20, -1
a_1	-1, -20	-18, -18

彼によれば、Bは次のように考える。「Aにとっては $a_0 b_0$ が最良の結果だから a_0 を選びたがる。しめた、 b_1 を選び $a_0 b_1$ のチャンスをとろう。しかしAはたぶんこの私のチャンスを用意して a_1 を選ばざるを得ないであろう。…このため私は b_1 に固執するしかない(= $a_1 b_1$)¹⁹⁾」。

ここにおいてワトキンスは「幸福な囚人のジレンマの解決は、2人の囚人が利己主義者であるよりは囚人の1人が道徳主義者であるときにより望み薄である」と指摘した。そして更に「…4から7までのケースでは道徳主義者は1つの成功を収める(4つのケース)…しかしこの道徳主義者の成功は1つの失敗によって相殺される。2人の利己主義者の1人を道徳主義者にすることは、状況を悪化させる。」²⁰⁾と主張し、囚人のジレンマの原因を利己主義に帰するセン等の立場を批判したのである。彼によればまさに、道徳主義と利己主義とは引き分けになる。

ワトキンスはこのように、上記1)の問題を批判した後に、次に2)の問題の批判に向かった。

ワトキンスの2)についての批判は、具体的にはセンのOR選好の順序づけについてであった。彼は「われらが道徳主義者(A)は $a_1 b_1$ を次善のものとし、 $a_0 b_1$ を最悪のものとする。センのOR選好はこの順序が逆になっている。私はこの副一順序が道徳性と利己心の両方の点から不条理であると考え」と述べ、「道徳的であるということは、実際に彼自身にとってひどく不公正なものを歓迎するという自己懲罰に対して何とも思わないということなのであるか」²¹⁾と続けたのである。

つまりワトキンスは、センのOR選好の中にいわゆる達人倫理を見いだしたのである。

以上のワトキンスの批判に対してセンは、「コメントへの反論(Reply to comments)」²²⁾の中で反批判を展開した。

センは自分の論点が、ワトキンスのように囚人のジレンマにおける道徳性と合理的な利己心とのコンフリクトの解明にあるのではなく、「行為の順序づけの空間に関する道徳的順序づけを規定することの利点を主張することにある」²³⁾としながらも、ワトキンスの批判に反論した。

彼は囚人のジレンマにおいては、道徳主義と利己主義は引き分けである(=同じ結果になる)というワトキンスの主張に反論を加えた。

まず2人の利己主義者のケース(ケース6)において $a_0 b_0$ という正しい結果がでたのは、(ワトキンスの言うように)両者が利己主義者である時の囚人の状況の一様性と対称性による。しかしこれはあくまで特殊例であり、結果の順序づけが同じであっても判決の懲役期間の長さを変えることによって、この一様性と対称性は崩されてしまう、とセンは批判したのである。

そしてワトキンスによって示された利己主義者の推論のタイプは、各々の囚人に、少なくとも一

19) Op. cit., p. 74. 尚括弧内は筆者の挿入。

20) Ibid., p. 75.

21) Ibid., p.76をまとめたものである。

22) Kölner, 1974, pp. 78-82.

23) Ibid., p. 78.

時的には他の囚人の行為は彼自身の行為の関数であり、そして実際にそれと一致すると仮定させているとした。しかしこの囚人のジレンマが起こるとされるのは、相手の選択が自分自身の鏡への投影と仮定できなかつたという理由によるためである。そのためこの非協調ゲームではこのワトキンスの推論のタイプは空虚なものである、と批判した。

更にセンは、ワトキンスのケース7について、 a_1b_1 が出現するという彼の議論が、道徳主義者の選好順序において a_1b_0 と a_0b_1 を a_0b_0 と a_1b_1 よりも下位に置いたことの結果であると指摘し、ワトキンスのセンのOR選好への批判に答える形を取りながら、併せて反論を行った。

センは、功利主義の立場に立っても「道徳主義者は彼のペイオフ・マトリックス如何では a_0b_1 の a_1b_1 に対する優越性を受け入れなければならない」、またその場合でも「道徳主義者は自己懲罰を進んで受け入れる人にならねばならないことはない」と主張した。そしてケース7の a_1b_1 という結果は、単に選好順序に起因するレトリカルな性格のものであり、そのため「道徳主義と利己主義はまさに引き分け」というワトキンスの主張は確証されないと反論した。

ここでセンの反論をまとめてみよう。センはワトキンスの1)の批判に対しては、ワトキンスの反例は各々が特殊例であり、また彼の囚人のジレンマ状況自体の設定も不適切である、としてこれを退けた。また2)の批判に対しても、OR選好の順序づけにおいて、 a_0b_1 が a_1b_1 より上位にあることは、決して自己懲罰的な志向を含むわけではない、としたのである。

しかしわれわれは、このセンの反論の中からは、それほど鮮明な彼の主張が感じられない。この原因の一つには、ワトキンスの批判が必ずしもセンの土俵に忠実に立ったものでなかったため、せっかくの論点がかみ合っていない点に求められる。

そこで次に論点をより明確にするために、ベイヤーによるセンの前掲論文「選択・順序・道徳性」に対するより内在的な批判を（非常に簡単ではあるが）レビューし、より論点を深めたい。

3

ベイヤーは「合理性と道徳性 (Rationality and Morality)」²⁴⁾において、前述のセン＝ワトキンス論争を参考にしながらより具体的なセン批判を行った。ベイヤーのレビューは広範囲に及び、反選好的行為と顕示的選好との関係等、多くの問題が論じられたが、ここではワトキンスの既述の2つの批判点に関係するものだけを検討する。

ベイヤーの批判の中でワトキンスの批判に重複するものは、センの「囚人のジレンマによって生じた個人と社会的最適性とのコンフリクトは、正常に囚人に帰せられた特定の(利己的な)選好パ

24) Erkenntnis, pp. 197-223.

ターンに因るものであるが、もし囚人が他の選好パターンを保持することになれば、それは回避されうる²⁵⁾という主張への批判である。

先ずベイアーは、PD (ベイアーに依ればSF) 選好からAG選好に移動したならばこの問題が果たして解決されるのかを検討した。

彼は、「たとえ行為者SとOが実際にAG選好を持つとしても、二人ともこの選好を持っているという適切な保証がSに欠けている限り、自白しないというのは合理的ではない。(そのため…) SF (=PD) 選好からAG選好への転換は、個人の合理性と最適性との矛盾を取り除くことはできない²⁶⁾と述べ、センの主張を否定した。

更にベイアーは、「AG選好に転換した場合には、契約が存在しているだけで十分である。というのも、相手がAG選好を保持しているかのように行為するという保証があれば、罰則がなくとも契約を破ろうという誘惑はないからである」というセンの主張に向かった。そしてセンも認めているように、各々の囚人に相手がAG選好を保持しているという保証があろうが無かろうが、「結果がどうなるかは、それぞれの行為者が相手の行動をどのように期待するかにかかっている」とした。そしてそれ故に、契約は必要な保証を与えないと結論づけたのである。

以上、ワトキンスの提起した1)に対するベイアーの批判をレビューしたが、つぎに彼が、ワトキンスの提示した2)の問題にどのように批判を加えているか検討したい。

ベイアーはこの問題を、センのOR選好の非合理性という点から明確にしている。

OR選好を保持するものは、相手が何であれ自白しないのが合理的である。たとえ相手が、自分がOR選好者であることを知っているPD選好者でもである。この時結果として出現するのが、OR選好者の第2番目の選好である a_0, b_1 で、これは相手にとっては最良の本来の選好であるのに、本人には(本来的には)最悪の選好となる。まさにここで、個人的合理性が社会的合理性と衝突することになる、と。

ここに於てベイアーは、このようなOR選好がそれ自体非合理的であると主張したのである。

このようにベイアーは、ワトキンスの2つの批判をより内在的・具体的に行ったが、これに対し「反論」²⁷⁾の中でセンはどのように回答したのであろうか。

センは1)の問題については、AG (保証ゲーム) は2つのナッシュ均衡解を持つため、強制力無しにNN (双方非自白) という解が支持されるとした。そして「結果がどうなるかは、それぞれの行為者が相手の行動をどのように期待するかにかかっている」とは言っても、NNを導く非自白の契約は双方にとって利益の大きいもの——AGでは最も選好された結果——であるため、誰もその契約

25) Ibid., p. 199.

26) Ibid., p. 225.

27) A. Sen, Rationality and Morality: A Reply, Erkenntnis, 1977, pp. 225-232.

を破ろうとするインセンティブは持たない²⁸⁾、と反論した。

そして、センはベイヤーの批判が「各々のプレイヤーが、ゲームのルールやお互いの効用関数をよく知っている」というような伝統的なゲームの理論の仮定から離れてしまったことから起きたことであるとし、「AGでは各々の人達はお互いに相手の効用関数を知っているため、相手がSF選好（囚人のジレンマの選好）を持っているのではと危復することから起こるベイヤーの問題の入り込む隙は無い」²⁹⁾と反批判したのである。

そして2)に対しては、ORゲームにおいてはたった1つのナッシュ均衡解——双方にとって最良の解(NN)——しか持たないと経済的均衡論の立場から主張した。またOR選好についても、このような「他人の選好に気を使い、他人の苦痛を自分の苦痛とし、他人の苦痛の責任に苦しむ」というこの選好は、実際には滅多にないかも知れないと認めるものの、ベイヤーの言うような非合理的なものではない、とあくまで公理としての適切性を主張し、反論したのである。

以上、エルケントニス紙上でのセン=ベイヤー論争を、非常に簡単ではあるがレビューしてみた。われわれはこれによって、セン=ワトキンス論争での問題点がより明確にできたと考える。

4

われわれは、センの論文「選択・順序・道徳性」を巡って、ワトキンス、ベイヤーを巻き込んでの論争を検討してきた。この論争自体は、(センにとっては不本意であったかも知れないが)囚人のジレンマにおける個人の道徳性と社会的適切性の問題に集中してしまっただが、各々の観点・方法の違いは、この中でかなり明確に浮き出てきたように思われる。

1)の「行為の相互的情報と解の確定性」とも言える問題では、センは他の2人の哲学者に比べて、経済学者の面目躍如の観がある。つまりセンは、基本的には完全知識の仮定を基礎にした均衡分析の枠組みを用いていると言えよう。それに対して2人は、ワトキンスのケース6、ケース7での分析で分かるように、まさに状況の論理(状況分析)に訴えた歴史記述的な方法を主張している。

2)の「OR選好の適切性」については、センはかなり利他的色彩の強い(かなり強い心理的特性を持つ)人間仮定を採用し、これによって解の決定を保証している。それに対し、ワトキンス等はより中立的な人間仮定のもとでの状況依存的な解の決定を考えているといえる。

一方のセンによる均衡モデルにおける強い(利他的)心理的仮定を持った行為者、他方のワトキンス等による、(ゲームの)ルールによって定められた状況の中での最適選択を目指す行為者、ここでは際だった2つの種類の行為者が明らかになった。

28) Ibid., p. 227.

29) Ibid., p. 228.

囚人のジレンマ、もしくはそこにおける協調解の達成の可能性、といったことは現在、大きな関心を集めている問題である。このような問題の実際の例としては、団体交渉、賃金交渉のみならず、組織における動機づけ、はたまた日本的経営、といったことまで拡張されよう。

そのため今後も囚人のジレンマに関する議論は、益々盛んになることと思われる。その時、満足解といった心理学的仮定にもとづかずに、「経済学的合理性の範囲内でいかに貧しいホモエコノミクスを説明のためのより妥当な仮定に変えていくか」という問題に還元されるセンとワトキンス、ベイヤーの論争は、必ずや有意義な示唆を与えてくれると考える。